

山梨県森林環境保全推進事業実施要領

平成24年6月20日 森整第 290号制定

平成29年3月29日 森整第1924号改正

令和2年12月28日 森整第1485号改正

令和 4年3月15日 森整第2187号改正

令和 5年7月31日 森整第 881号改正

令和5年10月31日 森整第1484号改正

第1 趣旨

本県は全国有数の森林県であり、その森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど極めて重要な機能を有している。しかし、社会経済環境の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かず、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れがある。

こうした中、公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」及び「山梨県森林環境保全基金条例」を制定した。

本要領においては、森林及び環境の保全に関する施策のうち、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりを進めるための事業を推進するため、事業の実施に必要な事項について、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日 13林整整第885号 林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日 14林整整第580号 林野庁森林整備部整備課長通知）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 対象森林及び造林種別

事業分類毎の対象森林及び造林種別毎の作業内容は次のとおりとする。

1 荒廃森林再生（支援）事業

(1) 対象森林は、次に掲げる要件を満たす森林又は森林内の路線とする。

ア 間伐及び保育間伐（以下、「間伐」という。）

(ア) 対象森林は、地域森林計画に位置付けられている民有林の人工林のうち、次のaからcまでのいずれかに該当する森林とする。

a 収量比数（ R_y ）が0.85以上であること

b 形状比90以上であること

c 林冠の閉鎖により下層植生の被度が低下し、表土流出のおそれがあること

(イ) ただし、次のaからeまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

- a 県や市町村、一部事務組合が自ら管理する森林
 - b 他の都道府県が所有する森林
 - c 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林地所有者、造林者並びに造林費負担者の三者又は造林地所有者及び造林者の二者が当事者として、同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林
 - d 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する国立研究開発法人が所有する森林
 - e 経済林に位置付けられている部分林
 - イ 伐採木の林内集積
 - 急傾斜地や沢沿い、人家や施設等に接している森林など、伐倒木の落下や流出などの恐れのある間伐実施区域内的の森林とする。
 - ウ 獣害防除
 - 鳥獣被害が継続して発生している地域の森林のうち、間伐実施区域内的の森林とする。
 - エ 森林作業道開設
 - 間伐に必要な森林内の路線とする。
 - オ 作業道等補修
 - 間伐に必要な既設路線であって補修の必要な森林内の路線とする。
- (2) 造林種別毎の作業内容は、次に掲げるとおりとする。
- ア 間伐
 - 荒廃森林の解消を目的とした不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積とし、次に掲げる実施基準により行うものとする。
 - (ア) 本数率30%以上の抜き伐り、かつ収量比数0.10以上の低減を行うこと。ただし、気象災等が懸念される場合、県との協議により変更できるものとする。
 - イ 伐採木の林内集積
 - 間伐実施区域内において、伐倒木の落下や流出防止を目的とした伐倒木の林内集積とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。
 - ウ 獣害防除
 - 間伐実施区域内的の残存木について、野生鳥獣による森林被害の防止を図ることを目的とした鳥獣害防止施設等の整備（皮剥防止工等）とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。
 - エ 関連条件整備活動（間伐）
 - 森林所有者の割り出し、事前準備のための現況調査、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための周囲測量や図面作成、事業費積算等、間伐の実施に向けた取り組み作業とする。
 - オ 森林作業道開設
 - 間伐の実施に必要な山梨県森林作業道作設指針に沿った森林作業道の開設とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。
 - カ 作業道等補修

間伐作業を実施するために必要な既設作業道・作業路の補修とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。

キ 関連条件整備活動（作業道）

森林所有者の割り出し、事前準備のための現況調査、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための測量や図面作成、事業費積算等、森林作業道の開設に必要な作業とする。

2 里山再生（支援）事業

- (1) 対象森林は、居住地周辺の森林で用材生産を目的としない森林（以下「里山林」という。）であって、地域森林計画に位置付けられている民有林、現況が森林化している耕作放棄地のうち地域森林計画に編入することにより効率的な事業の実施が可能な民有森林とする。

ただし、次のアからオまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

ア 県や市町村、一部事務組合が自ら管理する森林

イ 他の都道府県が所有する森林

ウ 分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林地所有者、造林者並びに造林費負担者の三者又は造林地所有者及び造林者の二者が当事者として、同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

エ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する国立研究開発法人が所有する森林

オ 県が植樹用地として貸付けている森林

- (2) 造林種別毎の作業内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 修景等保全（除伐）

長期間放置され低木類や竹の繁茂により荒廃した里山林における不用木の除去とする。

イ 侵入竹の除去

里山林に侵入した竹の除去（伐採）とする。

ウ 伐採木・伐採竹の林内集積

修景等保全及び侵入竹の除去の実施区域内において、野生鳥獣対策や景観向上を図るために行う伐採木竹の林内集積とし、修景等保全及び侵入竹の除去と合わせた一体的な整備とする。

エ 耕作放棄地編入調査

土地所有者の割り出し、森林への編入が可能な箇所の絞り込みのための予備調査、土地所有者との立ち会い及び現地調査、同意の取り付け等に必要な作業とする。

オ 関連条件整備活動

森林所有者の割り出し、事業準備のための里山林の現況調査、地域住民による管理体制の整備、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための周囲測量や図面作成、事業費積算等、事業実施に必要な作業とする。

3 広葉樹の森づくり推進（支援）事業

- (1) 対象森林は、地域森林計画に位置付けられている森林であって、天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない民有林のうち、保安林を除く市町村森林整備計画における公益的機能別森林区域内の森林、及び県有林のうち公益的機能を増進するため、今後、針広混交林化を図る必要がある針葉樹人工林とし、造林補助事業の採択要件を満たす森林とする。

ただし、次のアからオまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

- ア 市町村や一部事務組合が自ら管理する森林
 - イ 他の都道府県が所有する森林
 - ウ 分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林地所有者、造林者並びに造林費負担者の三者又は造林地所有者及び造林者の二者が当事者として、同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林
 - エ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する国立研究開発法人が所有する森林
 - オ 県が植樹用地として貸付けている森林
- (2) 造林種別毎の作業内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 広葉樹造林

広葉樹林の造成を目的とした地拵え、植栽及び保育とする。

イ 獣害防除

植栽区域内において、野生鳥獣による植栽木の食害防止を図るための鳥獣害防止施設等の整備（食害防止工等）とし、植栽と合わせた一体的な整備とする。

ウ 関連条件整備活動

森林所有者の割り出し、事前準備のための現況調査、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための周囲測量や図面作成、事業費積算等、事業実施に必要な作業とする。

第3 事業の実施

1 実施計画書の作成

- (1) 事業主体は、翌年度の年度実施計画書（第1号様式）を前年度の9月末までに作成し、所轄の林務環境事務所長（以下「所長」という。）へ提出しなければならない。
- (2) 所長は、翌年度の年度実施計画書の提出があったときは、計画内容の審査を行い、適当と認められるときは、年間の事業箇所、作業等を集計し、毎年10月10日までに翌年度の事業計画書（第2号様式）を作成し、林政部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。
- なお、第3の1の（5）により、事業主体から翌年度の実施計画書の変更又は取り下げの提出があったときは、速やかに翌年度の事業計画書を再提出するものとする。
- (3) 部長は、所長から提出のあった翌年度の事業計画書を取りまとめ、次に掲げる事項を定めた翌年度の事業全体計画書を策定し、第3号様式により

次の内容を明らかにして所長に通知するものとする。

ア 造林種別及び事業主体

イ 作業量及び金額

ウ その他事業の実施に必要な事項

- (4) 所長は、第3の1の(3)に定める年度事業全体計画の通知があった時は、速やかに翌年度の年度実施計画書を提出した事業主体ごとに、その内容を通知するものとする。(第4号様式)
- (5) 事業主体は、所長に提出した翌年度の実施計画書の内容に変更が生じた場合又は取り下げる場合は、速やかに所長に年度変更実施計画書(第1号様式を準用)を提出しなければならない。

2 協定の締結

本事業の円滑な実施と実施後の森林の適正な管理を確保するため、県、森林所有者、事業主体の三者で事業実施に関する協定を締結するものとする。

また、荒廃森林再生事業において重要インフラ施設周辺の森林整備を行う場合は、重要インフラ施設管理者を含めた四者で協定を締結するものとする。

なお、部分林内で行う事業箇所については、協定書の「森林所有者」を「部分林造林者」に、「所有」を「造林」に読み替えるものとする。

- (1) 協定の締結は、別途通知で定める協定書により行うものとする。
- (2) 協定の締結は、対象森林の事業開始前までに行うものとする。
- (3) 協定の期間は、協定締結の翌日から起算して20年を経過する日までとする。

3 竣工検査

所長は、事業主体から補助金交付要綱第6条に基づく補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに山梨県造林補助事業竣工検査内規に準じて書類審査及び現地確認を行い、検査調書(第5号様式)を作成するものとする。

4 事業実施状況の報告

所長は、3月末までに当年度事業実施状況報告書(第6号様式)を作成し、部長に報告するものとする。

第4 事業台帳の整備

所長は、事業実施年度、造林樹別、作業箇所位置等について、山梨県森林環境保全推進事業台帳(第5号様式を準用)を整備し、事業実施年度の翌年度から起算して30年間保管するものとする。

第5 補助金の返還等

- 1 県は、森林所有者若しくは事業主体が協定に違反した場合は、補助金の全部又は一部について、返還措置を講ずることとする。

- 2 県は、森林所有者又は事業主体が補助金を返還することが必要となる事態を防止するため、必要な森林の管理が確保されるように指導することとする。

第6 事業実施期間

実施期間は、平成24年度からとする。

第7 雑則

山梨県森林環境保全推進事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附則

- 1 この要領は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年12月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和4年3月15日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和5年8月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日前に締結した協定については、従前の内容による。
- 6 この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日前に締結した協定については、従前の内容による。

(第1号様式)

番
令和 年 月 日 号

林務環境事務所長 殿

申請者 住所
氏名 印

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業（変更・取り下げ）実施計画書について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の1の（1）（又は（5））に基づき、別紙のと
おり提出します。

(別紙)

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業（変更・取り下げ）実施計画書

事業主体名

計画箇所の所在

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
変更（取り下げ）理由				

注1) 補助金申請見込み箇所毎に別業とすること。

注2) 関連条件整備活動については、必要数量を記入すること。

注3) 作業量に変更が生じた場合は、作業量、金額を見え消しすること。

注4) 金額欄には、事業費(見込額)を記入すること。

注5) 作業量を変更し、または、取り下げる場合はその理由を記載すること。

(第2号様式)

番
令和 年 月 日 号

林政部長 殿

林務環境事務所長

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業(変更)計画書について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の1の(2)に基づき、別紙のとおり提出します。

(別紙)

令和 年度 森林環境保全推進事業（変更）計画書

林務環境事務所

事業主体名

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
変更（取り下げ）理由				

注1) 事業主体毎に別葉とすること。

注2) 事業分類毎、造林種別毎に記載すること。

注3) 金額欄には、事業費(見込額)を記入すること。

注4) 作業量を変更し、または、取り下げる場合はその理由を記載すること。

(第3号様式)

番
令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

林政部長

令和 年度 山梨県森林環境保全事業全体（変更）計画書について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の1の(3)に基づき、令和 年度事業全体計画書を別紙1、2のとおり策定しましたので、通知します。

(別紙 1)

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業全体(変更)計画書

林務環境事務所(全体)

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額(円)
荒廃森林再生(支援)事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生(支援)事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進(支援)事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	

注)別紙2を集計すること。

(別紙 2)

令和 年度事業全体（変更）計画書

事業分類	事業主体名			
	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	

注) 事業主体毎に別葉とすること。

(第4号様式)

番
令和 年 月 日 号

年度実施計画提出者 殿

林務環境事務所長

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業全体計画について

令和 年 月 日付けで提出された翌年度の年度実施計画については、別紙のとおり
翌年度の事業全体計画が策定されましたので、速やかに事業に着手して下さい。

(別紙)

令和 年度事業全体(変更)計画書

事業主体名

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額(円)
荒廃森林再生(支援)事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生(支援)事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進(支援)事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	

注) 第3号様式(別紙2)を準用する。

(第5号付表)

苗木本数調査表

整理 番号	面積(ha)	樹種別植栽本数(A)				現地検査本数(B)				補助対象採択
		(樹種)	(樹種)	(樹種)	(樹種)	(樹種)	(樹種)	(樹種)	(樹種)	

- 注1) 広葉樹の森づくり推進(支援)事業を実施した場合に記載すること。
- 注2) 整理番号は、第6号様式の1の整理番号と一致させること。
- 注3) 補助事業採択欄については、別に定める基準に適合しているか否か確認すること。

(第6号様式)

番
令和 年 月 日

林政部長 殿

林務環境事務所長

令和 年度 山梨県森林環境保全推進事業実施状況について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の5に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙)

令和 年度 山梨県森林環境保全事業実施状況報告書

林務環境事務所

事業主体

整理番号

事業分類	造林種別	事業量	単位	推進事業 県義務補助額 (円)	支援事業 補助額 (円)
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha		
	伐倒木の林内集積	()	ha		
	獣害防除	()	ha		
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha		
	森林作業道開設		m		
	作業道等補修		m		
	関連条件整備活動(作業道)	()	m		
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha		
	侵入竹の除去	()	ha		
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha		
	耕作放棄地編入調査	()	ha		
	関連条件整備活動	()	ha		
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha		
	獣害防除	()	ha		
	関連条件整備活動	()	ha		

注1) 事業主体、整理番号ごとに別葉とする。

(通常)

森林環境保全推進事業（荒廃森林再生事業）に関する協定書

〇〇〇〇（林務環境事務所長）（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（森林所有者名）（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（事業主体代表者名）（以下「丙」という。）は、森林環境保全推進事業における荒廃森林再生事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 この協定は、森林のもつ公益的機能の維持増進を図るため、本事業の円滑な実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

(本事業の内容)

- 第2 丙は、森林の経営に関する受委託契約（以下「経営委託」という。）により、別紙に掲げる乙が所有する土地（以下「土地」という。）の人工林において、本数伐採率30%以上かつ収量比数0.10以上の低減を目標とした抜き伐りを行う。ただし、地形等により気象災害が予想される場合は、丙は甲及び乙と協議のうえ目標とする伐採率等を変更できる。
- 2 甲は、丙が実施した事業の完了を確認した場合には、予算の範囲内において、別に定めるところにより丙に補助金を交付する。

(県の役割)

第3 甲は、本事業執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 本事業の円滑な実施及び事業効果の確保を図るため、乙及び丙との連絡調整を密に行う。
- (2) 乙又は丙から下層木の生育が不良な箇所の場合、当該箇所について現地調査を行い、針広混交林への誘導等に当たり必要な指導を行う。

(森林所有者の役割)

第4 乙は、本事業の執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 乙の所有する土地(本事業実施箇所以外の土地を含む。)において本事業により甲が行う森林作業道の整備に対しては、可能な限り協力するものとする。
- (2) 抜き伐りに付帯して設置した獣害防止施設については、善良な管理者の注意をもって管理するよう努めるものとする。
- (3) 危険防止等のため伐採木の林内集積を行った区域において、原則として伐採木の搬出を行わないものとする。
- (4) 事業終了後、甲又は丙が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立入りを申し出たときは、可能な限り協力するものとする。

(森林所有者の行為の制限)

第5 乙は、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 丙が実施した事業箇所について、事業完了年度の翌年度から起算して20年間は森林以外への転用、及び表土を流出させるおそれのある行為を行わないものとする。
- (2) ただし、前項の期間について、当該事業完了年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を行う場合は、10年間とする。
- (3) 上記について、別途、協議により知事が認めたものはこれによらないものとする。

(事業主体の役割)

第6 丙は、本事業の着実な実行のため、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 本事業を行おうとする森林については、森林施業計画を変更又は森林経営計画の認定取得に努めるものとする。
- (2) 甲が事業効果の確認のため本事業完了後に現地調査を行おうとする場合は、丙はこれに協力するものとする。

(協定の期間)

第7 協定期間は、令和〇年〇月〇日までとする。(注：協定締結の翌日から起算して20年目の日を記載すること)ただし、第5の(1)で定める遵守期間が協定期間を超える事業箇所が生じた場合は、協定期間は、最終の遵守期間に変更されたものとする。

(協定面積の変更)

第8 土地の面積は、事業実績に基づく補助金交付面積に増減が生じた場合は、当該交付面積に変更されたものとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

- 第9 乙又は丙は、この協定を廃止し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、前項の申出があった場合は、当該申出を行った者以外の協定締結者にその旨を通知する。
 - 3 この協定の廃止又は変更は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。

(補助金の返還)

第10 乙又は丙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定の対象とする森林について、交付した本事業に係る補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) この協定が廃止された場合
 - (2) 事業実施に係る期間の森林経営計画について、森林法第16条の規定により認定の取消しを受けた場合
 - (3) 乙又は丙に、協定違反があった場合
 - (4) 丙が虚偽の報告をした場合
- 2 前項の規定は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じた場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は適用しない。

(書類等の整備)

第11 協定締結者は、本事業に係る書類を整理し、協定期間中、保存するものとする。

(協定の承継)

第12 協定期間中に、乙の死亡により土地の承継があったときは、当該土地を相続した者が、本協定に係る地位を承継するものとする。

2 乙は、協定期間中に、事業実施地内の土地を第三者に譲渡し、又は賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、当該第三者に本協定に係る乙の義務を承継させるものとする。

3 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が解散又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

(疑義の決定)

第13 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、三者が協議して定める。

上記協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

番 号
年 月 日

(甲)

(乙)

(丙)

(重要インフラ施設周辺森林整備(電線)事業用)

森林環境保全推進事業(荒廃森林再生事業)に関する協定書

〇〇〇〇(林務環境事務所長)(以下「甲」という。)、〇〇〇〇(森林所有者名)(以下「乙」という。)、〇〇〇〇(重要インフラ施設管理者)(以下「丙」という。)及び〇〇〇〇(事業主体代表者名)(以下「丁」という。)は、森林環境保全推進事業における荒廃森林再生事業(以下「本事業」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 この協定は、森林のもつ公益的機能の維持増進を図るため、本事業の円滑な実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

(対象となる重要インフラ施設)

第2 この協定において重要インフラ施設とは、丙が管理する〇〇〇〇とする。

(協定の対象森林)

第3 この協定の対象森林(以下「協定森林」という。)は、別紙に記載された乙が所有する人工林とする。

(本事業の内容)

第4 丁は、森林の経営に関する受委託契約(以下「経営委託」という。)により、協定森林において、本数伐採率30%以上かつ収量比数0.10以上の低減を目標とした抜き伐りを行う。ただし、地形等により気象災害が予想される場合は、丁は甲及び乙と協議のうえ目標とする伐採率等を変更できる。

2 甲は、丁が実施した事業の完了を確認した場合には、予算の範囲内において、別に定めるところにより丁に補助金を交付する。

3 施工時期は、令和〇年度までとする。

(県の役割)

第5 甲は、本事業執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

(1) 本事業の円滑な実施及び事業効果の確保を図るため、乙、丙及び丁との連絡調整を密に行う。

(2) 乙又は丁から下層木の生育が不良な箇所の報告があった場合は、当該箇所について現地調査を行い、針広混交林への誘導等に当たり必要な指導を行う。

(森林所有者の役割)

第6 乙は、本事業の執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

(1) 乙の所有する土地(本事業実施箇所以外の土地を含む。)において本事業により甲が行う森林作業道の整備に対しては、可能な限り協力するものとする。

- (2) 抜き伐りに付帯して設置した獣害防止施設については、善良な管理者の注意をもって管理するよう努めるものとする。
- (3) 危険防止等のため伐採木の林内集積を行った区域において、原則として伐採木の搬出を行わないものとする。
- (4) 事業終了後、甲又は丁が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立入りを申し出たときは、可能な限り協力するものとする。

(森林所有者の行為の制限)

第7 乙は、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 丁が実施した事業箇所について、事業完了年度の翌年度から起算して20年間は森林以外への転用、及び表土を流出させるおそれのある行為を行わないものとする。
- (2) ただし、前項の期間について、当該事業完了年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を行う場合は、10年間とする。
- (3) 上記について、別途、協議により知事が認めたものはこれによらないものとする。

(重要インフラ施設管理者の役割)

第8 丙は、協定森林について、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 協定森林のうち重要インフラ施設から〇メートル以内の区域において、倒木や幹枝の折損・落下により重要インフラ施設に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該倒木や幹枝の除去、危険木の伐採・枝払い（以下「伐採等」という。）を行う。
- (2) 前号の作業を行うときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、作業実施日を甲、乙及び丁へ事前に連絡する。事前に連絡しなかった場合は、事後速やかに甲、乙及び丁へ連絡する。
- (3) 丁が森林整備を実施する際は、必要に応じて重要インフラ施設の保安・保全措置を講じる。なお、方法や費用については丁と協議を行う。
- (4) 丁から本事業の実施の連絡を受けた場合は、必要に応じて事前の現地確認や技術職員が現場立会を行う。また、丁に対して、重要インフラ施設管理者の観点から伐採に関する必要な助言を行う。
- (5) 丁による本事業の実施が円滑に行われるよう協力する。また事業実施に際し本項(3)以外の措置について丁から要請があった場合は、可能な限り対応するよう努める。

(事業主体の役割)

第9 丁は、本事業の着実な実行のため、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 本事業を行おうとする森林については、森林経営計画の認定取得に努めるものとする。
- (2) 森林整備を実施する場合は、作業実施日を丙へ事前に連絡する。
- (3) 伐倒木を林外へ搬出しない場合は、流出防止に必要な措置を講じる。
- (4) 甲が事業効果の確認のため本事業完了後に現地調査を行おうとする場合は、丁はこれに協力するものとする。

(協定の期間)

第10 協定期間は、令和〇年〇月〇日までとする。(注：協定締結の翌日から起算して20年目の日を記載すること)ただし、第7(1)で定める遵守期間が協定期間を超える事業箇所が生じた場合は、協定期間は、最終の遵守期間に変更されたものとする。

(協定面積の変更)

第11 別紙の森林整備面積は、事業実績に基づく補助金交付面積に増減が生じた場合は、当該交付面積に変更されたものとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第12 乙、丙又は丁は、この協定を廃止し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出があった場合は、当該申出を行った者以外の協定締結者にその旨を通知する。
- 3 この協定の廃止又は変更は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。

(補助金の返還)

第13 乙又は丁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定の対象とする森林について、交付した本事業に係る補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) この協定が廃止された場合
 - (2) 乙又は丁に、協定違反があった場合
 - (3) 丁が虚偽の報告をした場合
- 2 前項の規定は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じた場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は適用しない。

(書類等の整備)

第14 協定締結者は、本事業に係る書類を整理し、協定期間中、保存するものとする。

(協定の承継)

第15 協定期間中に、乙の死亡により土地の承継があったときは、当該土地を相続した者が、本協定に係る地位を承継するものとする。

- 2 乙は、協定期間中に、事業実施地内の土地を第三者に譲渡し、又は賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、当該第三者に本協定に係る乙の義務を承継させるものとする。
- 3 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が解散又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

(その他)

第16 甲、乙、丙及び丁は、協定締結の日からこの事業に着手する日までの期間において、協定森林において倒木や幹枝の折損・落下により重要インフラ施設に支障が生じ、又は生じるお

それがあることを発見したときは、その状況について他の協定締結者に情報提供を行う。

2 丙は、前項の状況を確認したときは適切に対応し、必要に応じて伐採等を実施する。

3 本事業は、重要インフラ施設周辺の森林整備を進めることで、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止にも資することを意図しているが、事業実施後において、協定森林が重要インフラ施設に被害を与えないことを保証するものではない。

(疑義の決定)

第17 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、四者が協議して定める。

上記協定を証するため、この協定書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

番 号
年 月 日

(甲)

(乙)

(丙)

(丁)

(重要インフラ施設周辺森林整備(県道)事業用)

森林環境保全推進事業(荒廃森林再生事業)に関する協定書

〇〇〇〇(林務環境事務所長)(以下「甲」という。)、〇〇〇〇(森林所有者名)(以下「乙」という。)、山梨県知事(重要インフラ施設管理者)(以下「丙」という。)及び〇〇〇〇(事業主体代表者名)(以下「丁」という。)は、森林環境保全推進事業における荒廃森林再生事業(以下「本事業」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 この協定は、森林のもつ公益的機能の維持増進を図るため、本事業の円滑な実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

(対象となる重要インフラ施設)

第2 この協定において重要インフラ施設とは、丙が管理する主要地方道〇〇線(別紙1)とする。

(協定の対象森林)

第3 この協定の対象森林(以下「協定森林」という。)は、別紙に記載された乙が所有する人工林とする。

(本事業の内容)

第4 丁は、森林の経営に関する受委託契約(以下「経営委託」という。)により、協定森林において、本数伐採率30%以上かつ収量比数0.10以上の低減を目標とした抜き伐りを行う。ただし、地形等により気象災害が予想される場合は、丁は甲及び乙と協議のうえ目標とする伐採率等を変更できる。

2 甲は、丁が実施した事業の完了を確認した場合には、伐採等に係る費用について丁に補助金を交付する。

3 施工時期は、令和〇年度までとする。

(甲の役割)

第5 甲は、本事業の執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

(1) 本事業の円滑な実施及び事業効果の確保を図るため、乙、丙及び丁との連絡調整を密に行う。

(2) 乙又は丁から下層木の生育が不良な箇所(以下「箇所」という。)の報告があった場合は、当該箇所について現地調査を行い、針広混交林への誘導等に当たり必要な指導を行う。

(森林所有者の役割)

第6 乙は、本事業の執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

(1) 乙の所有する土地(本事業実施箇所以外の土地を含む。)において本事業により甲が行う森

林作業道の整備に対しては、可能な限り協力するものとする。

- (2) 抜き伐りに付帯して設置した獣害防止施設については、善良な管理者の注意をもって管理するよう努めるものとする。
- (3) 危険防止等のため伐採木の林内集積を行った区域において、原則として伐採木の搬出を行わないものとする。
- (4) 事業終了後、甲又は丁が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立入りを申し出たときは、可能な限り協力するものとする。

(森林所有者の行為の制限)

第7 乙は、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 丁が実施した事業箇所について、事業完了年度の翌年度から起算して20年間は森林以外への転用、及び表土を流出させるおそれのある行為を行わないものとする。
- (2) ただし、前項の期間について、当該事業完了年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を行う場合は、10年間とする。
- (3) 上記について、別途、協議により知事が認めたものはこれによらないものとする。

(重要インフラ施設管理者の役割)

第8 丙は、協定森林について、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 協定森林において、倒木や幹枝の折損・落下により道路に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、甲、乙及び丁へ連絡する。
- (2) 道路への倒木や幹枝の折損・落下により緊急的に作業を行うときは、作業実施日を甲、乙及び丁へ事前に連絡する。事前に連絡しなかった場合は、事後速やかに甲、乙及び丁へ連絡する。
- (3) 前号に規定する作業の対象となる立木については、補償の対象としない。
- (4) 丁から本事業の実施の連絡を受けた場合は、必要に応じて現場立会を行う。また、丁に対して、重要インフラ施設管理者の観点から伐採に関する必要な助言を行う。

(事業主体の役割)

第9 丁は、本事業の着実な実行のため、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 本事業を行おうとする森林については、森林経営計画の認定取得に努めるものとする。
- (2) 森林整備を実施する際は、丙に協議を行い、必要に応じて重要インフラ施設への保安施設・保全措置を講じる。
- (3) 森林整備を実施する場合は、作業実施日を丙へ事前に連絡する。
- (4) 伐倒木を林外へ搬出しない場合は、流出防止に必要な措置を講じる。
- (5) 甲が事業効果の確認のため本事業完了後に現地調査を行おうとする場合は、丁はこれに協力するものとする。

(協定の期間)

第10 協定期間は、令和 年 月 日までとする。(注：協定締結の翌日から起算して20年目の日を記載すること)ただし、第7(1)で定める遵守期間が協定期間を超える事業箇所が生じた

場合は、協定期間は、最終の遵守期間に変更されたものとする。

(協定面積の変更)

第11 別紙の森林整備面積は、事業実績に基づく補助金交付面積に増減が生じた場合は、当該交付面積に変更されたものとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第12 乙、丙又は丁は、この協定を廃止し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出があった場合は、当該申出を行った者以外の協定締結者にその旨を通知する。
- 3 この協定の廃止又は変更は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。

(補助金の返還)

第13 乙又は丁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定の対象とする森林について、交付した本事業に係る補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) この協定が廃止された場合
 - (2) 乙又は丁に、協定違反があった場合
 - (3) 丁が虚偽の報告をした場合
- 2 前項の規定は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じた場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は適用しない。

(書類等の整備)

第14 協定締結者は、本事業に係る書類を整理し、協定期間中、保存するものとする。

(協定の承継)

第15 協定期間中に、乙の死亡により土地の承継があったときは、当該土地を相続した者が、本協定に係る地位を承継するものとする。

- 2 乙は、協定期間中に、事業実施地内の土地を第三者に譲渡し、又は賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、当該第三者に本協定に係る乙の義務を承継させるものとする。
- 3 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が解散又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

(その他)

第16 甲、乙、丙及び丁は、協定締結の日からこの事業に着手する日までの期間において、協定森林において倒木や幹枝の折損・落下により重要インフラ施設に支障が生じ、又は生じるおそれがあることを発見したときは、その状況について他の協定締結者に情報提供を行う。

- 2 丙が道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による道路区域の決定・変更、又は同

法第 44 条の規定による沿道区域の指定をした場合は、当該決定・変更、若しくは指定に係る面積を協定の森林面積から減ずるものとする。

- 3 本事業は、重要インフラ施設周辺の森林整備を進めることで、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止にも資することを意図しているが、事業実施後において、協定森林が重要インフラ施設に被害を与えないことを保証するものではない。

(疑義の決定)

第 17 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、四者が協議して定める。

上記協定を証するため、この協定書 4 通を作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

番 号
令和 年 月 日

(甲)

印

(乙)

印

(丙) 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県知事 (道路管理者)

印

(丁)

印

(別紙)

協定森林一覧表

(行は適宜追加する)

市町村	大字	字	地番	協定森林のうち 森林整備面積 (ha)	整備内容	実施 年度	備考

(参考様式)

(別紙 1)

路線名	
<p>(ここに位置図を添付すること。)</p>	

森林環境保全推進事業（里山再生事業）に関する協定書

〇〇〇〇（林務環境事務所長）（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（森林所有者名）（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（事業主体代表者名）（以下「丙」という。）は、森林環境保全推進事業における里山再生事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1 この協定は、里山林の再生を図るため、本事業の円滑な実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（本事業の内容）

第2 丙は、別紙に掲げる乙が所有する土地（以下「土地」という。）において（※年度実施計画書に記載された事業内容を記載）を行う。

2 甲は、丙が実施した事業の完了を確認した場合には、予算の範囲内において、別に定めるところにより丙に補助金を交付する。

（県の役割）

第3 甲は、本事業執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 本事業の円滑な実施及び事業効果の確保を図るため、乙及び丙との連絡調整を密に行う。
- (2) 里山林の適切な管理について、必要な指導を行う。

（森林所有者の役割）

第4 乙は、本事業の執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 修景等のため伐採した木竹の林内集積を行った場合は、原則として集積した木竹の搬出を行わないものとする。なお、林内集積を行わない伐採した木竹については、乙が自らの責任と費用で搬出して利用する場合は、これを妨げない。
- (2) 事業終了後、甲又は丙が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立入りを申し出たときは、可能な限り協力するものとする。

（森林所有者の行為の制限）

第5 乙は、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 丙が実施した事業箇所について、協定期間中は森林以外への転用、及び針葉樹の植栽等による用材生産を目的とした人工林への転換を行わないものとする。
- (2) 前項について、別途、協議により知事が認めたものはこれによらないものとする。

（事業主体の役割）

第6 丙は、本事業の着実な実行のため、次の各号に関する事項を遵守する。

- (1) 本事業を行おうとする森林については、森林経営計画の認定取得に努めるものとする。

- (2) 甲が事業効果の確認のため本事業完了後に現地調査を行おうとする場合は、丙はこれに協力するものとする。

(協定の期間)

第7 協定期間は、令和〇年〇月〇日までとする。(注：協定締結の翌日から起算して20年目の日を記載すること)ただし、第5(1)で定める遵守期間が協定期間を超える事業箇所が生じた場合は、協定期間は、最終の遵守期間に変更されたものとする。

(協定面積の変更)

第8 土地の面積は、事業実績に基づく補助金交付面積に増減が生じた場合は、当該交付面積に変更されたものとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第9 乙又は丙は、この協定を廃止し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出があった場合は、当該申出を行った者以外の協定締結者にその旨を通知する。
- 3 この協定の廃止又は変更は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。

(補助金の返還)

第10 乙又は丙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定の対象とする森林について、交付した本事業に係る補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) この協定が廃止された場合
 - (2) 乙又は丙に協定違反があった場合
 - (3) 丙が虚偽の報告をした場合
- 2 前項の規定は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じた場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は適用しない。

(書類等の整備)

第11 協定締結者は、本事業に係る書類を整理し、協定期間中、保存するものとする。

(協定の承継)

第12 協定期間中に、乙の死亡により土地の承継があったときは、当該土地を相続した者が、本協定に係る地位を承継するものとする。

- 2 乙は、協定期間中に、事業実施地内の土地を第三者に譲渡し、又は賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、当該第三者に本協定に係る乙の義務を承継させるものとする。
- 3 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が解散又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

(疑義の決定)

第13 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、三者が協議して定める。

上記協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

番 号
年 月 日

(甲)

(乙)

(丙)

森林環境保全推進事業（広葉樹の森づくり推進事業）に関する協定書

〇〇〇〇（林務環境事務所長）（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（森林所有者名）（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（事業主体代表者名）（以下「丙」という。）は、森林環境保全推進事業における広葉樹の森づくり推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1 この協定は、広葉樹の植栽により森林のもつ公益的機能の維持増進を図るため、本事業の円滑な実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（本事業の内容）

- 第2 丙は、森林の経営に関する受委託契約（以下「経営委託」という。）により、別紙1に掲げる乙が所有する土地（以下「土地」という。）において、別紙2に掲げる造林計画書（以下「造林計画書」という。）に基づいて広葉樹造林、保育及び獣害防除等の保護を行う。
- 2 甲は、丙が実施した事業の完了を確認した場合には、予算の範囲内において、別に定めるところにより丙に補助金を交付する。

（県の役割）

- 第3 甲は、本事業執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。
- (1) 本事業の円滑な実施及び事業効果の確保を図るため、乙及び丙との連絡調整を密に行う。
 - (2) 広葉樹を育成するため必要な指導を行う。

（森林所有者の役割）

- 第4 乙は、本事業の執行に当たり、次の各号に関する事項を遵守する。
- (1) 広葉樹の植栽に付帯して獣害防止を実施する場合は、設置した施設の善良な管理に努めるものとする。
 - (2) 事業終了後、甲又は丙が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立入りを申し出たときは、可能な限り協力するものとする。

（森林所有者の行為の制限）

- 第5 乙は、次の各号に関する事項を遵守する。
- (1) 丙が実施した事業箇所について、協定期間中は森林以外への転用、及び表土を流出させるおそれのある行為（保育以外）を行わないものとする。
 - (2) 前項について、別途、協議により知事が認めたものはこれによらないものとする。

（事業主体の役割）

- 第6 丙は、本事業の着実な実行のため、次の各号に関する事項を遵守する。
- (1) 本事業を行おうとする森林については、森林施業計画を変更又は森林経営計画の認定取得に努めるものとする。

- (2) 造林計画書に基づく保育及び保護を実施しない場合又は広葉樹の育成を図るため、本事業により造林計画書記載以外の保育及び保護を行おうとする場合は、事前に甲と協議するものとする。
- (3) 甲が事業効果の確認のため本事業完了後に現地調査を行おうとする場合は、丙はこれに協力するものとする。

(協定の期間)

第7 協定期間は、令和〇年〇月〇日までとする。(注：協定締結の翌日から起算して20年目の日を記載すること)ただし、第5の(1)で定める遵守期間が協定期間を超える事業箇所が生じた場合は、協定期間は、最終の遵守期間に変更されたものとする。

(協定面積の変更)

第8 土地の面積は、事業実績に基づく補助金交付面積に増減が生じた場合は、当該交付面積に変更されたものとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第9 乙又は丙は、この協定を廃止し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出があった場合は、当該申出を行った者以外の協定締結者にその旨を通知する。
- 3 この協定の廃止又は変更は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。

(補助金の返還)

第10 乙又は丙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定の対象とする森林について、交付した本事業に係る補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) この協定が廃止された場合
- (2) 造林計画書に基づいた保育及び保護が実施されず(甲の承認があった場合を除く)、成林の見込がないと認められる場合
- (3) 事業実施に係る期間の森林施業計画又は森林経営計画について、森林法第16条の規定により認定の取消しを受けた場合。
- (4) 乙又は丙に、協定違反があった場合
- (5) 丙が虚偽の報告をした場合。

2 前項の規定は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じた場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は適用しない。

(書類等の整備)

第11 協定締結者は、本事業に係る書類を整理し、協定期間中、保存するものとする。

(協定の承継)

第12 協定期間中に、乙の死亡により土地の承継があったときは、当該土地を相続した者が、

本協定に係る地位を承継するものとする。

- 2 乙は、協定期間中に、事業実施地内の土地を第三者に譲渡し、又は賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、当該第三者に本協定に係る乙の義務を承継させるものとする。
- 3 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が解散又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

(疑義の決定)

第13 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、三者が協議して定める。

上記協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

番 号
年 月 日

(甲)

(乙)

(丙)